



医療機関版

NEWS LETTER

2017 年 1 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツツバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

医療法の改正、登記にどんな影響が？



平成 28 年 9 月 1 日、医療法が改正されました。医療法人の登記事項にはどのような影響があるのでしょうか。社員総会議事録や理事会議事録ではどのようなことに注意すべきでしょうか。今回は、新しい取扱いについて解説します。

■ すぐに何らかの登記申請が必要？

改正医療法により、社員総会・理事・理事会・監事を置かなければならないことが明確になりました（改正医療法第 46 条の 2 第 1 項）。ただし、医療法人の登記事項を規定する組合等登記令の改正はされていないため、当該医療法改正に伴う登記申請は、今すぐ行う必要はありません。役員に関する登記も従来どおり代表権を有する者のみを「理事長」として、住所と氏名が登記されます（組合等登記令第 2 条第 2 項）。

■ 理事会が必須機関になりました

従前の理事会は定款に定める任意の機関でしたが、改正により必須の機関となり、理事や理事長の選任（選出）方法も医療法で明確に規定されました。そのため、これらを定款によって法務局に知らせる必要もなくなり、原則として定款の提出が不要となりました。

■ 社員総会議事録の押印は？

改正医療法では、社員総会議事録の署名又は記名押印に関して、特段の規定が設けられていません。よって、定款に別段の定めがなければ、印鑑がまったく押印されていない議事録も法

的には有効です。しかし、行政庁や法務局への提出書類には、真実性の担保として、議事録の作成を行った者と議長の署名又は記名押印はしておいたほうがよいでしょう。

■ 理事会議事録は押印が必要です

理事会議事録は社員総会議事録と異なり、署名義務者が改正医療法で定められ、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければなりません（医療法第 46 条の 7 の 2 第 1 項において読み替えて準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 3 項）。今後の理事会議事録の作成には、注意が必要です。

なお、定款で議事録に署名又は記名押印しなければならぬ者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めを設けることができます。この場合には、当該理事長と出席した監事が署名又は記名押印することで足りません（医療法第 46 条の 7 の 2 第 1 項において読み替えて準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 3 項かっこ書）。ただし、これは出席した理事全員に代わり理事長のみにできる取扱いで、出席した監事の署名又は記名押印まで省略できるわけではない点に、ご注意ください。

都道府県別にみる人口一人当たり国民医療費

人口一人当たり国民医療費が増加を続けています。厚生労働省の調査結果※によると、平成 19 年度以降は増加を続け、26 年度には 32 万円を突破しました。ここでは都道府県別の人口一人当たり国民医療費の推移をご紹介します。

金額では高知県が 40 万円超に

上述の調査結果から、23 年度と 26 年度の都道府県別の人口一人当たり国民医療費をまとめると下表のとおりです。26 年度の金額をみると、高知県だけが 40 万円を超えています。次いで長崎県と鹿児島県が 39 万円台、山口県、大分県、北海道が 38 万円台と高くなっています。一方、最も低いのは埼玉県で 27.8 万円、千葉県、神奈川県、滋賀県などが 20 万円台で続いています。

増減率では関東地方で高い結果に

次に 23 年度から 26 年度の一人当たり国民医療費の増減率をみると、千葉県が 9.8% で最も高く、埼玉県の 8.8%、神奈川県の 8.5%、茨城県の 8.0% が続いています。なお最も低い石川県でも、4.0% の増加となっています。

少子高齢化の進展で、一人当たり国民医療費は今後も増加を続けることが考えられ、医療費の抑制に向けた取組も進められるものと思われれます。

都道府県別人口一人当たり国民医療費の推移 (千円、%)

	23年度	26年度	増減額	増減率		23年度	26年度	増減額	増減率
全国	301.9	321.1	19.2	6.4	三重県	288.5	306.3	17.8	6.2
北海道	362.0	381.7	19.7	5.4	滋賀県	270.4	288.4	18.0	6.7
青森県	310.9	327.3	16.4	5.3	京都府	310.4	330.0	19.6	6.3
岩手県	296.8	316.9	20.1	6.8	大阪府	324.5	347.9	23.4	7.2
宮城県	283.9	298.5	14.6	5.1	兵庫県	312.0	331.5	19.5	6.3
秋田県	334.8	355.6	20.8	6.2	奈良県	302.9	323.9	21.0	6.9
山形県	308.1	328.2	20.1	6.5	和歌山県	340.1	357.1	17.0	5.0
福島県	301.5	319.6	18.1	6.0	鳥取県	316.8	338.8	22.0	6.9
茨城県	269.1	290.6	21.5	8.0	島根県	344.4	365.6	21.2	6.2
栃木県	273.3	293.3	20.0	7.3	岡山県	333.0	350.3	17.3	5.2
群馬県	286.3	304.1	17.8	6.2	広島県	339.7	356.6	16.9	5.0
埼玉県	255.7	278.1	22.4	8.8	山口県	364.4	387.5	23.1	6.3
千葉県	254.8	279.7	24.9	9.8	徳島県	359.1	379.1	20.0	5.6
東京都	281.3	296.3	15.0	5.3	香川県	349.7	366.6	16.9	4.8
神奈川県	263.4	285.7	22.3	8.5	愛媛県	341.1	361.6	20.5	6.0
新潟県	288.0	300.7	12.7	4.4	高知県	398.4	421.7	23.3	5.8
富山県	302.9	320.0	17.1	5.6	福岡県	352.0	367.9	15.9	4.5
石川県	320.6	333.4	12.8	4.0	佐賀県	359.7	378.8	19.1	5.3
福井県	308.7	325.1	16.4	5.3	長崎県	373.1	396.6	23.5	6.3
山梨県	296.4	315.0	18.6	6.3	熊本県	352.2	376.3	24.1	6.8
長野県	287.2	309.7	22.5	7.8	大分県	364.8	382.3	17.5	4.8
岐阜県	295.4	312.9	17.5	5.9	宮崎県	336.2	351.3	15.1	4.5
静岡県	275.6	297.0	21.4	7.8	鹿児島県	370.0	390.6	20.6	5.6
愛知県	272.9	289.3	16.4	6.0	沖縄県	284.3	306.3	22.0	7.7

厚生労働省「国民医療費の概況」より作成

※厚生労働省「平成 26 年度国民医療費の概況」

平成 28 年 9 月に発表された調査結果です。国民医療費には、医科診療医療費、歯科診療医療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等は含まれますが、保険診療の対象とならない費用や、正常な妊娠・分娩、健康診断、予防接種など、傷病の治療以外の費用は含まれません。なお都道府県別人口一人当たり国民医療費は 3 年ごとの調査で、最新が 26 年度のものになります。詳細は次の URL のページからご確認ください。http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/14/index.html

医療機関でみられる 人事労務Q&A

『高年齢職員の雇止めをどう取り扱えばよいか』



70歳を超えた非常勤職員がいます。これまで、特に気にすることなく契約更新を繰り返してきましたが、そろそろ体力的な問題もあり、今後の契約についてどのように考えればよいか気がかりです。対応方法について教えてください。



あらかじめ雇用契約書で、健康面などについて、具体的な契約更新の基準を決めた上で、勤務日数や勤務時間を減らすことを視野に入れて契約の更新を行い、必要に応じて雇用上限年齢を設定するとよいでしょう。

詳細解説：

最近では、70歳といえども健康で体力のある方が増えており、職場にとっても頼りになる存在となっていることが少なくありません。他方で、地域によっては看護師等の一定の職種の人材確保難で、止むを得ず健康面や体力面に問題を抱える高齢の職員を雇用せざるを得ないケースもあり、高齢者雇用の活用法は千差万別です。

そうした中、本人の体力面の問題もあり、そろそろ退職をしてもらったほうがよいのではと思いつつも、雇用を続けながら万が一の事故や怪我の発生にヒヤヒヤしている経営者が多いのが実態です。

こうした問題の発生を防止するには、トラブルが発生する前にまず雇用契約書の見直しが必要です。通常、雇用契約の更新理由には、抽象的な表現を用いているケースが一般的ですが、そのような場合、特に健康面と仕事上のパフォーマンスが繋がるような事項については、具体的な記載へと変更すべきです。そうした記載によって、労使双方の認識を合わせることができ、本人も自己の健康管理をこれまで以上に行ってくれることが期待

できます。具体的には、「1日○時間の立ち仕事に従事できること」「○○の処理を1時間に○件以上こなせること」など、客観的に判断できる指標にしておくことがポイントです。加えて、契約期間についても65歳以降は6ヶ月ごととした上で、定期健康診断も同様に6ヶ月に1回受診してもらい、その健康診断の結果を契約更新の判断基準とする方法も考えられるでしょう。



もっとも、人材確保難で止むを得ず雇用をし続けなければならない場合には、業務全体を見直し、最低限の勤務で全体の体制が整うよう、内部調整を行う必要があるでしょう。そのためには、勤務日数等の調整も不可欠となり、お互いの協力体制を強化しなければなりません。この場合は雇用の上限は75歳まで、といったような雇用上限年齢を設けて運用することも検討に値します。本人の希望は考慮しなければなりません。有事の際には患者に迷惑をかけることのみならず、その職員をフォローするために他の職員のパフォーマンスが低下することもあります。こうした点も留意しなければなりません。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

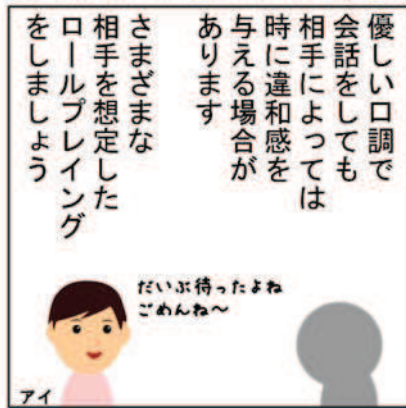
今月の接遇ワンポイント情報

『言葉遣い(相手との関係)』



ワンポイントアドバイス

言葉遣い(相手との関係)



医療機関や福祉施設を見学しますと、とても優しい口調で会話をする場面を見かけます。しかし、相手の年齢とスタッフの年齢により、時に違和感を与える場合があります。たとえば、今回のアイさんの言葉、どのように受け止めましたか？

「だいぶ待ったよね ごめんね～」

会話の相手が、小さなお子様や身内であるのなら、温かな表現として届くことでしょう。しかし、相手が年配の方だったらどうでしょうか。言葉の語尾から考えると、相手を子ども扱いしているような印象を与えてしまうかもしれません。

そこで、それぞれの言葉の語尾に「です/ます」を加えることで、会話から伝わるイメージが変化します。次は、語尾を変化させたものです。

「だいぶ待ちました？ ごめんなさいね」

今回は、サエコさんとアイさんとのロールプレイングでした。皆様の職場でもこのような機会を設けるとよいでしょう。そして、次のような点を中心に、話し合いをしてみましょう。

- その言葉を言われたあなたは、どのような印象を持つでしょうか？
- そして、何を感じるでしょうか？
- 第三者の立場で聞いたとしたら、どのように感じるでしょうか？

ロールプレイングをすることにより、客観的に様々な気づきを得ることができます。その気づきを職場で活かすことができれば、よりよい対応に繋がります。